

【①収集運搬のみ】

産業廃棄物収集運搬委託契約書

収入

印紙

排出事業者：独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と、

収集運搬業者：（以下「乙」という。）は、

甲の事業場：国立文楽劇場（大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号）

から排出される産業廃棄物の収集運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（総則）

- 甲は、乙に対し、産業廃棄物の収集運搬を委託し、乙はこれを受諾した。
- 乙は、産業廃棄物の収集運搬を、別紙の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行うものとする。

第2条（法令の遵守）

甲及び乙は、本契約の業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第3条（履行期間）

本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可番号：_____

【①収集運搬のみ】

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集運搬単価は、次のとおりとする。

種類	予定数量	単価（税抜）
廃プラスチック類 (弁当プラ等)	5,680kg／2年間 (予定数量・増減有り)	円／***
金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類等の混合廃棄物	4,300kg／2年間 (予定数量・増減有り)	円／***
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管等)	100kg／2年間 (予定数量・増減有り)	円／***

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

4 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：_____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業の区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

事業場の名称：_____

所在地：_____

5 (積替保管) 注：落札後、契約内容に応じて①から③のいずれかを選択する。

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第3条で定める履行期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第3条で定める履行期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

【①収集運搬のみ】

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：_____

積替保管施設の所在地：_____

積替保管施設の保管上限：_____

第5条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、本契約の履行期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第6条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第4条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集運搬しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第7条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第8条（義務の譲渡等）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、あるいは引き受けさせ、若しくは担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合には、この限りではない。

第9条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

第10条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第11条（委託料・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、1ヶ月ごとに、乙に対し収集運搬業務の委託料を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務に関する委託料は、第4条第2項で定める各単価（税抜）に、当該月に履行した業務の各数量を乗じて得た金額の和に、消費税額及び地方消費税額を加算して算出した金額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）とする。
- 3 乙は、業務終了報告書の提出後、請求書を甲の国立文楽劇場事業推進課事業推進係に提出するものとする。
- 4 甲は、乙に対し第2項の委託料を甲乙間で合意した銀行口座に送金して支払う。ただし、支払は、乙が前項により発行した請求書を甲が受領した日から30日以内に行うものとする。
- 5 料金の額が経済情勢の変化及び第5条第2項、第10条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第12条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は本契約の履行期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第5条第2項、第10条の場合も同様とする。

第13条（実地確認）

- 1 甲は、本契約に係る乙の事業の用に供する施設を本契約書の履行期間中に視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実地に確認することができる。
- 2 乙は、やむを得ない場合を除き、前項の甲による実地確認を拒んではならない。
- 3 甲及び乙は、一の実地確認ごとに当該実地確認の結果を書面に記録する。
- 4 甲は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。
- 5 第1項から前項までの実地確認に必要な事項等は、甲乙の協議により定める。

第14条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。本契約期間終了後においても同様とする。

第15条（契約の解除）

- 1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上の期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく本契約の業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。
 - (2) 前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
 - (7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - (8) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合
 - (9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。
- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 4 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

【①収集運搬のみ】

らない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第16条 (反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

【①収集運搬のみ】

- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第17条（損害賠償）

乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第18条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 乙又は乙の役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3）納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第19条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利

【①収集運搬のみ】

息を甲に支払わなければならない。

第20条（合意管轄）

甲と乙とは、本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第21条（協議）

- 1 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、民法その他関係法令に則り、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立文楽劇場長 佐藤 和男

乙

【②処分のみ】

産業廃棄物処分委託契約書

取 入

印 紙

排出事業者：独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と、

処分業者：_____（以下「乙」という。）は、

甲の事業場：国立文楽劇場（大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号）

から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（総則）

- 甲は、乙に対し、産業廃棄物の処分を委託し、乙はこれを受諾した。
- 乙は、産業廃棄物の処分を、別紙の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行うものとする。

第2条（法令の遵守）

甲及び乙は、本契約の業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第3条（履行期間）

本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

【②処分のみ】

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	予定数量	単価（税抜）
廃プラスチック類 (弁当プラ等)	5,680 kg／2年間 (予定数量・増減有り)	円／kg
金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類等の混合廃棄物	4,300 kg／2年間 (予定数量・増減有り)	円／kg
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管等)	100 kg／2年間 (予定数量・増減有り)	円／kg

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物：無

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
所 在 地 : _____
処 分 の 方 法 : _____
施設の処理能力 : _____

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (搬入業者)

第4条第2項の産業廃棄物の第4条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

【②処分のみ】

氏 名 : _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 : _____

許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____

許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____

事業範囲 : _____ 事業範囲 : _____

許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____

許可番号 : _____ 許可番号 : _____

第5条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、本契約の履行期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第6条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

【②処分のみ】

第7条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第8条（義務の譲渡等）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、あるいは引き受けさせ、若しくは担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合には、この限りではない。

第9条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。

第10条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第11条（委託料・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、1ヶ月ごとに、乙に対し処分業務の委託料を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託料は、第4条第2項で定める各単価（税抜）に、当該月に履行した業務の各数量を乗じて得た金額の和に、消費税額及び地方消費税額を加算して算出した金額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）とする。
- 3 乙は、業務終了報告書の提出後、請求書を甲の国立文楽劇場事業推進課事業推進係に提出するものとする。
- 4 甲は、乙に対し第2項の委託料を甲乙間で合意した銀行口座に送金して支払う。ただし、支払は、乙が前項により発行した請求書を甲が受領した日から30日以内に行うものとする。
- 5 料金の額が経済情勢の変化及び第5条第2項、第10条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

【②処分のみ】

第12条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は本契約の履行期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第5条第2項、第10条の場合も同様とする。

第13条（実地確認）

- 1 甲は、本契約に係る乙の事業の用に供する施設を本契約書の履行期間中に視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実地に確認することができる。
- 2 乙は、やむを得ない場合を除き、前項の甲による実地確認を拒んではならない。
- 3 甲及び乙は、一の実地確認ごとに当該実地確認の結果を書面に記録する。
- 4 甲は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。
- 5 第1項から前項までの実地確認に必要な事項等は、甲乙の協議により定める。

第14条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。本契約期間終了後においても同様とする。

第15条（契約の解除）

- 1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上の期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく本契約の業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。
 - (2) 前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
 - (7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - (8) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合
 - (9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。

【②処分のみ】

- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。
また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 4 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第16条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

【②処分のみ】

- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第17条（損害賠償）

乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第18条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 1 乙又は乙の役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、

【②処分のみ】

当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第19条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第20条（合意管轄）

甲と乙とは、本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第21条（協議）

- 1 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、民法その他関係法令に則り、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立文楽劇場長 佐藤 和男

乙

【③収集運搬及び処分】

産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書

収入

印紙

排出事業者：独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と、

収集運搬及び処分業者：_____（以下「乙」という。）は、

甲の事業場：国立文楽劇場（大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号）

から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（総則）

- 甲は、乙に対し、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託し、乙はこれを受諾した。
- 乙は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を、別紙の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行うものとする。

第2条（法令の遵守）

甲及び乙は、本契約の業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第3条（履行期間）

本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第4条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

許可番号：_____

【③収集運搬及び処分】

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市: _____
 許可の有効期限: _____
 事業区分: _____
 産業廃棄物の種類: _____
 許可の条件: _____
 許可番号: _____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類	予定数量	単価(税抜)
廃プラスチック類 (弁当プラ等)	5,680kg/2年間 (予定数量・増減有り)	円/***
金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類等の混合廃棄物	4,300kg/2年間 (予定数量・増減有り)	円/***
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管等)	100kg/2年間 (予定数量・増減有り)	円/***

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

種類	予定数量	単価(税抜)
廃プラスチック類 (弁当プラ等)	5,680 kg/2年間 (予定数量・増減有り)	円/kg
金属くず・ガラスくず・廃プラスチック類等の混合廃棄物	4,300kg/2年間 (予定数量・増減有り)	円/kg
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管等)	100 kg/2年間 (予定数量・増減有り)	円/kg

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物: 無

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
 所在地 : _____
 処分の方法 : _____
 施設の処理能力 : _____

【③収集運搬及び処分】

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (積替保管) 注：落札後、契約内容に応じて①から③のいずれかを選択する。

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第3条で定める履行期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第3条で定める履行期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：_____

積替保管施設の所在地：_____

積替保管施設の保管上限：_____

第5条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等

【③収集運搬及び処分】

が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、本契約の履行期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第6条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第7条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第8条（義務の譲渡等）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、あるいは引き受けさせ、若しくは担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合には、この限りではない。

第9条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。

第10条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規

【③収集運搬及び処分】

定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第11条（委託料・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、1ヶ月ごとに、乙に対し収集運搬業務及び処分業務の委託料を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する委託料は、第4条第2項で定める単価（税抜）に、当該月に履行した業務の各数量を乗じて得た金額の和に、消費税額及び地方消費税額を加算して算出した金額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）とする。
- 3 乙は、業務終了報告書の提出後、請求書を甲の国立文楽劇場事業推進課事業推進係に提出するものとする。
- 4 甲は、乙に対し第2項の委託料を甲乙間で合意した銀行口座に送金して支払う。ただし、支払は、乙が前項により発行した請求書を甲が受領した日から30日以内に行うものとする。
- 5 料金の額が経済情勢の変化及び第5条第2項、第10条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第12条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は本契約の履行期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第5条第2項、第10条の場合も同様とする。

第13条（実地確認）

- 1 甲は、本契約に係る乙の事業の用に供する施設を本契約書の履行期間中に視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実地に確認することができる。
- 2 乙は、やむを得ない場合を除き、前項の甲による実地確認を拒んではならない。
- 3 甲及び乙は、一の実地確認ごとに当該実地確認の結果を書面に記録する。
- 4 甲は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。
- 5 第1項から前項までの実地確認に必要な事項等は、甲乙の協議により定める。

第14条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。本契約期間終了後においても同様とする。

【③収集運搬及び処分】

第15条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上の期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく本契約の業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。
 - (2) 前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
 - (7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - (8) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合
 - (9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。
- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 4 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
 - 乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

【③収集運搬及び処分】

きる。

第16条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第17条 (損害賠償)

乙は、本契約の定めに反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第18条 (談合等不正行為があつた場合の違約金等)

- 1 乙又は乙の役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）

【③収集運搬及び処分】

の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したもの）をいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第19条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第20条（合意管轄）

甲と乙とは、本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第21条（協議）

- 1 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、民法その他関係法令に則り、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であつて、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録を行うものとする。

【③収集運搬及び処分】

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立文楽劇場長 佐藤 和男

乙